

【令和6年度障がい者相談支援従事者初任者研修】

# 『障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本』

令和6年7月2日(火)



八戸学院大学健康医療学部人間健康学科  
講師 立石 真司  
(認定社会福祉士、精神保健福祉士)

## 本講義のねらい

- ★ 相談支援専門員とサービス管理責任者の役割、関係性について理解する

## 学習のポイント

- ① 相談支援事業の成り立ちと体系
- ② 相談支援従事者等に求められる資質
- ③ 障害福祉サービス等の提供における相談支援
- ④ 連携・協働

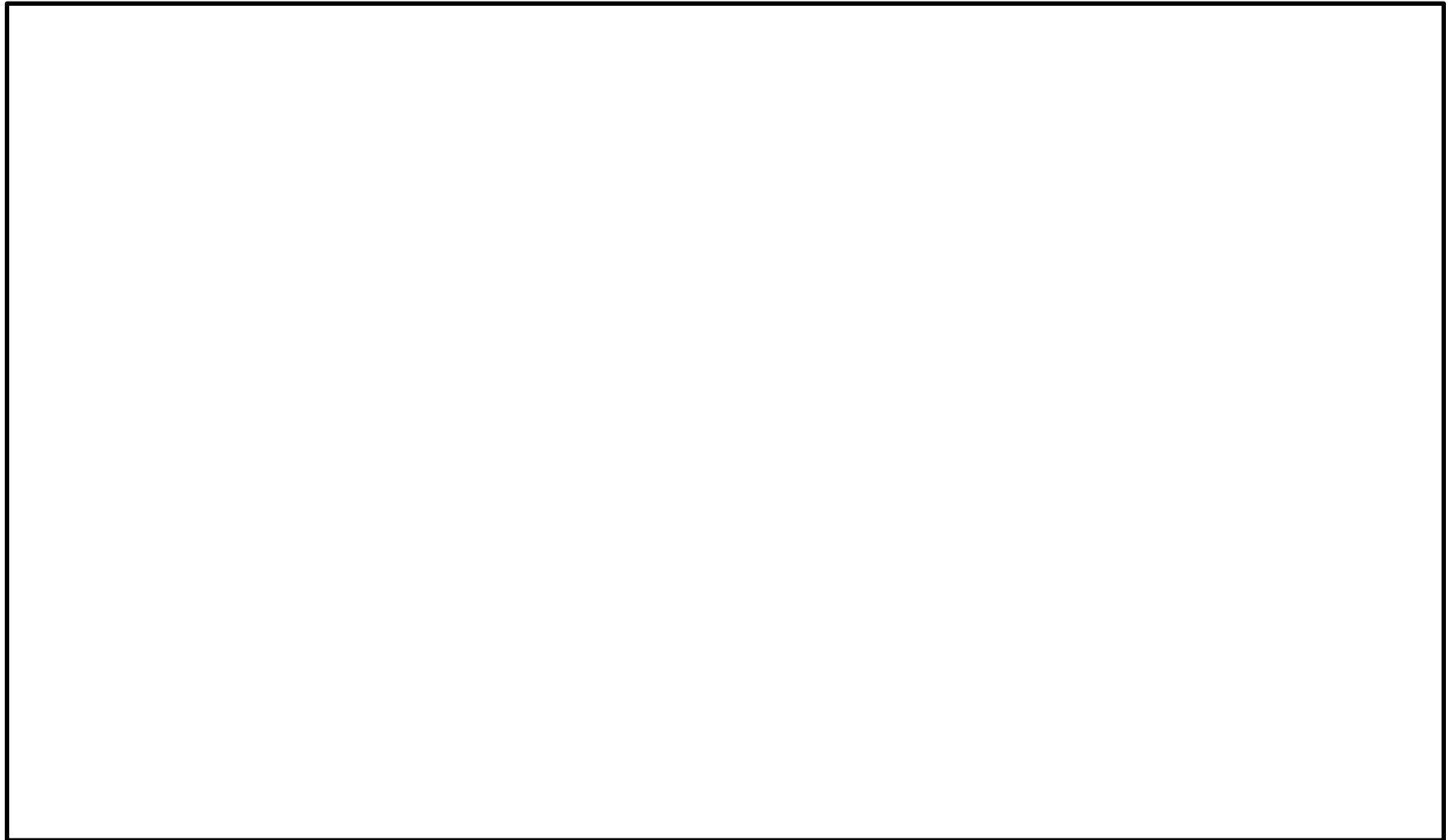
# 次 第

Introduction

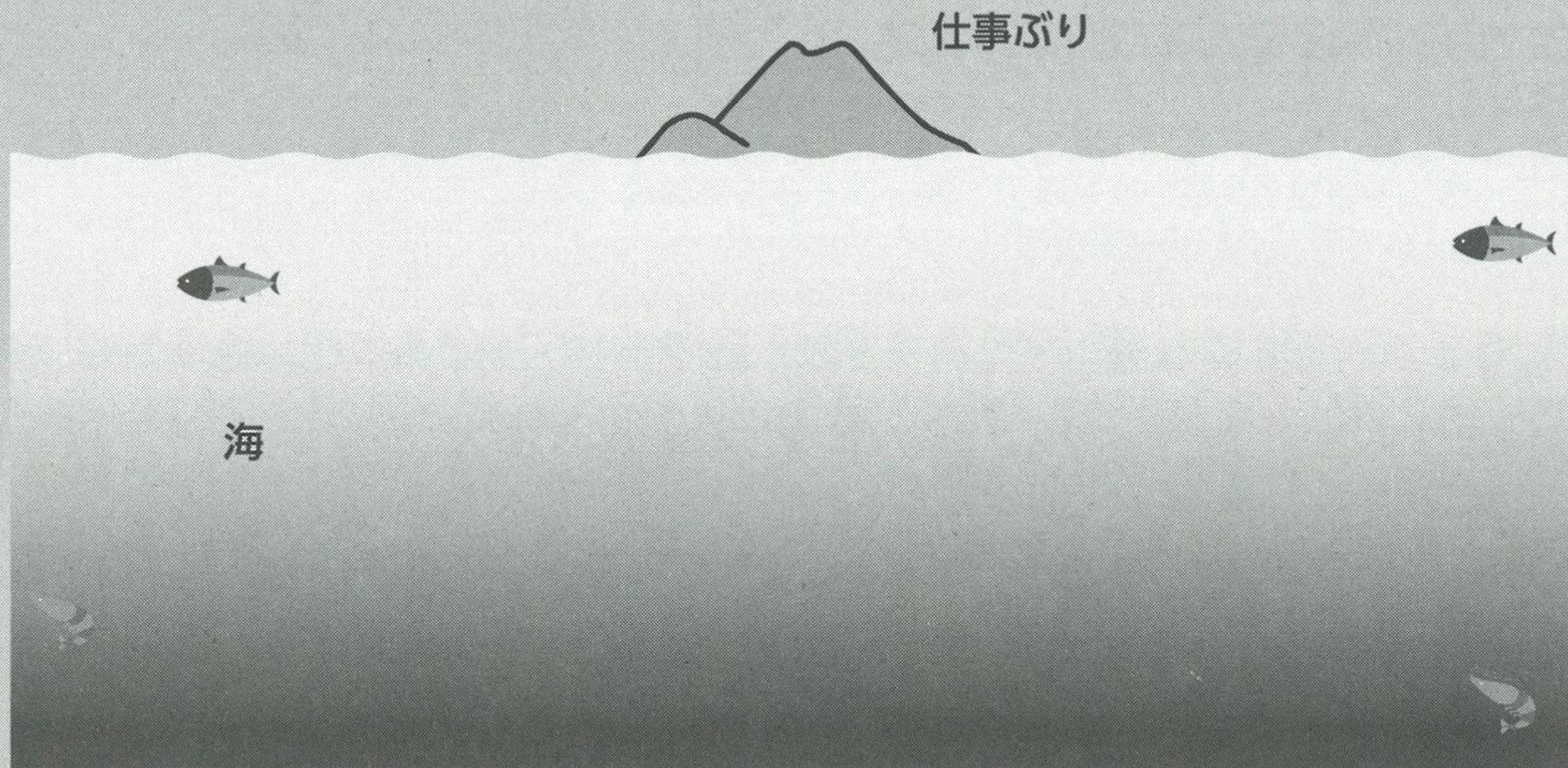
報酬改定

- 1 相談支援事業の成り立ちと体系
- 2 相談支援従事者に求められるもの
- 3 障害福祉サービス等の提供の仕組みにおける  
相談支援
- 4 サービス管理責任者等の役割と連携・協働
- 5 おわりに

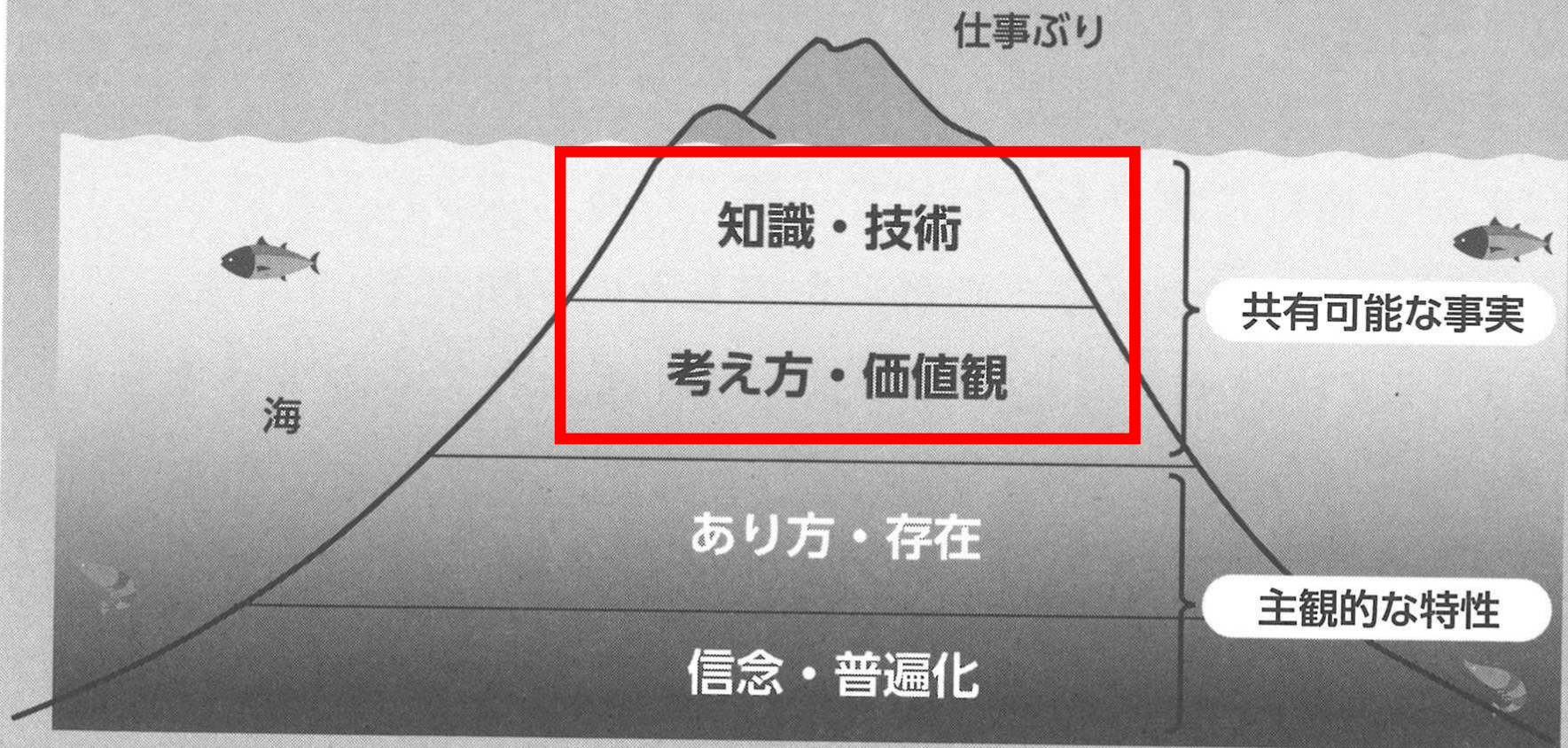
あなたが、日々の実践で大切にしている  
もの、ことは何ですか？

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to write their answer to the question above.

# 「仕事ぶり」は、観られている…

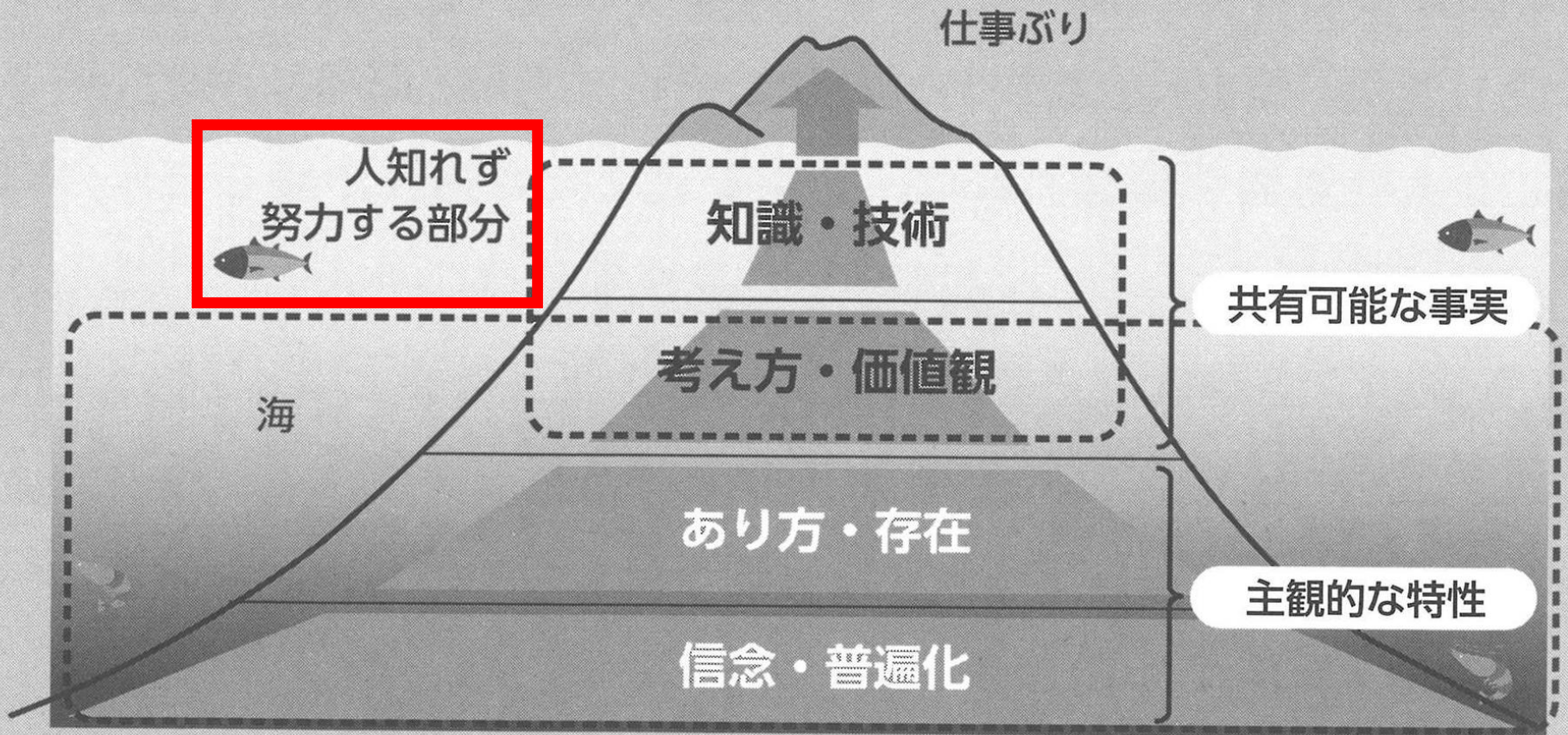


# 「仕事ぶり」を下支えしているもの…

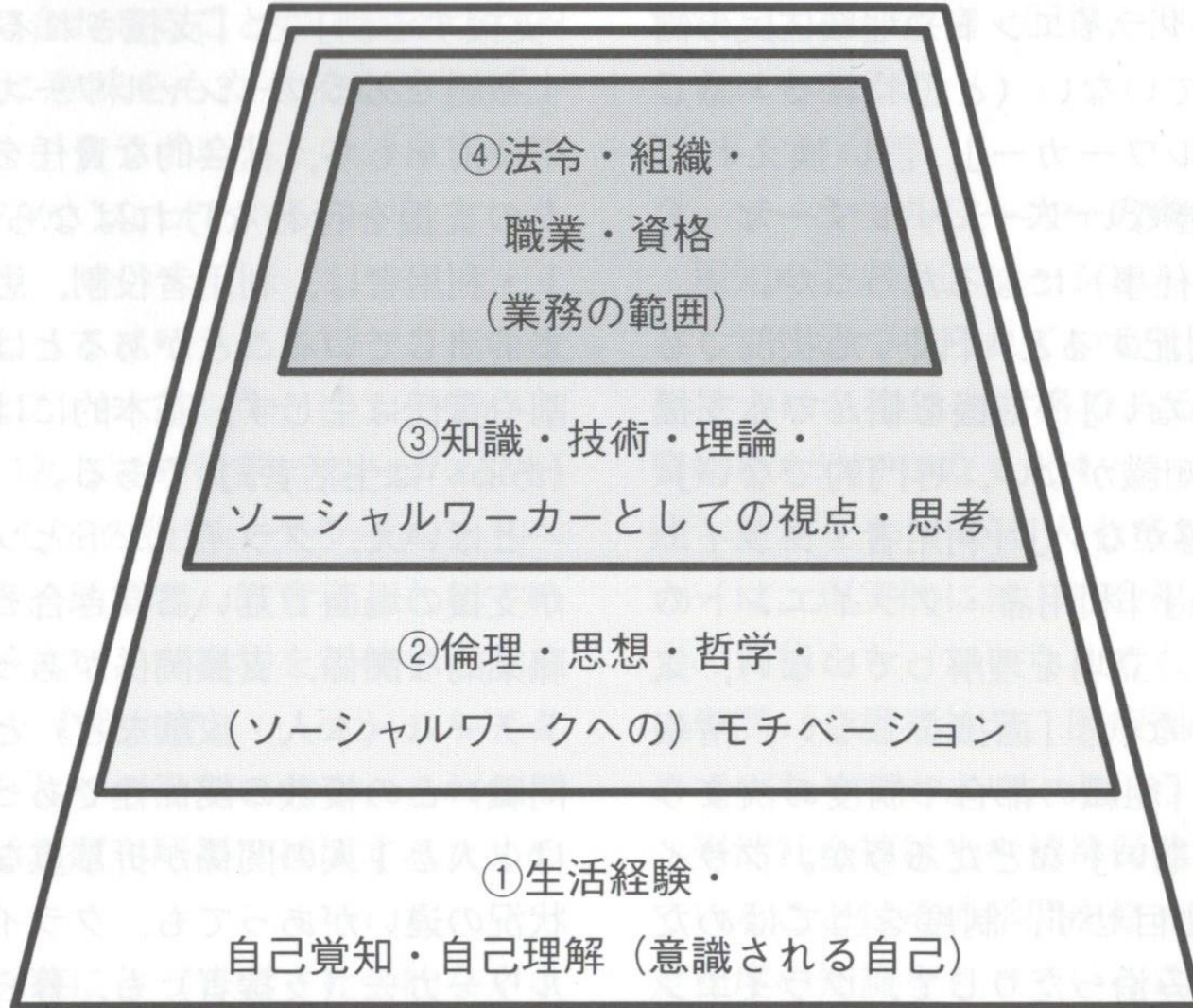


上原久(2017)「生活困窮者を支える連携のかたち」中央法規.

# 全てが1本につながる



# ソーシャルワーカーとしてよって立つもの



# Introduction

- ① 相談支援について
- ② 変わらないために変わり続ける
- ③ 人のふるまいに影響を及ぼすもの

# はじめに 令和6年度報酬改定

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

### 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

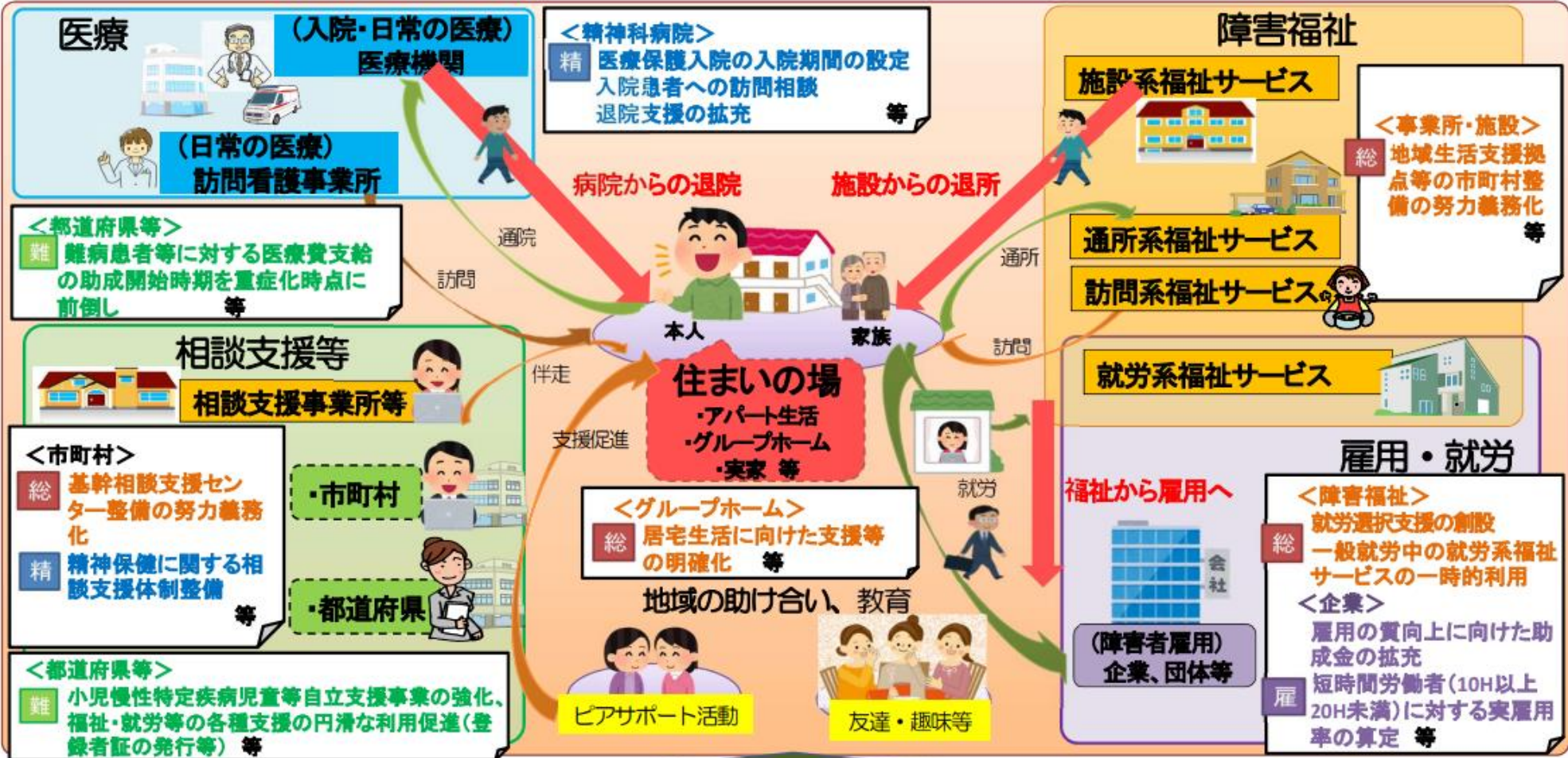
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

# 障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
    - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) 総 精 難
    - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総 雇
    - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備 (難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) 難 総
- 等を推進する。



基盤整備

<国> データベースの整備

難 総

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和6年2月6日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

## 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ  
＜職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設  
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）  
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）  
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等＞
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）  
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し  
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し  
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
- ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）  
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

## 2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価  
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加  
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上＞
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し  
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

## 3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入  
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）  
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価  
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等＞
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進  
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

## 4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学地域活動への参加等を評価  
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等＞
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定  
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設  
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価  
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し  
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ  
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

## 5 訓練系サービス

(自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- ・ 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価  
〈個別計画訓練支援加算(Ⅰ)【新設】47単位/日 等〉
- ・ ピアサポートの専門性の評価  
〈ピアサポート実施加算【新設】100単位/月〉

## 6 就労系サービス

(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型  
・ 就労定着支援・就労選択支援)

- ・ 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し  
〈利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上〉
- ・ 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し  
〈就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し〉
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し  
〈就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等〉
- ・ 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し  
〈就労定着支援の基本報酬の見直し〉
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定  
〈就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日〉

## 7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実  
〈計画相談支援の基本報酬の見直し〉
- ・ 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価  
〈主任相談支援専門員配置加算 100単位/月  
⇒ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月〉
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充  
〈医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150~300単位/月 等〉

## 8 障害児支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援  
・ 保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- ・ 児童発達支援センター等における中核機能の評価  
〈中核機能強化加算【新設】 22単位~155単位/日  
中核機能強化事業所加算【新設】 75単位~187単位/日〉
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進  
〈総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等〉
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入  
〈児発・放デイの基本報酬の見直し 〉
- ・ 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実  
〈入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等〉
- ・ 家族支援の評価を充実  
〈事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(ワライ 60単位)、延長支援加算の見直し 等〉
- ・ インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)  
〈訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日〉
- ・ 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実  
〈小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186~320単位/日  
ワライ型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等〉

# 障害者の意思決定支援を推進するための方策

## 意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

### 【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

### 【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

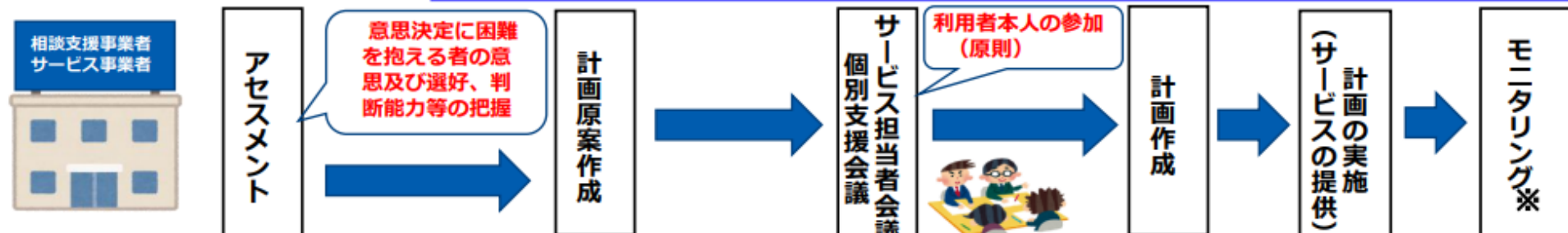
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

### 【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

## 虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

### （参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

### （参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

## 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

# 1 相談支援事業の成り立ちと体系

# 障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透

共生社会の  
実現

障害者基本法  
(心身障害者対策基本法  
として昭和45年制定)

【S56】

【H5】

心身障害者対策基本法  
から障害者基本法へ

【H23】

障害者基本法  
の一部改正

3障害  
共通の制度

地域社会に  
おける共生の実現

国際障害者年  
”完全参加と平等“

身体障害者福祉法  
(昭和24年制定)

利用者が  
サービスを選択  
できる仕組み

【H15】

支援費制度の施行

【H18】

障害者自立支援法施行

【H24.4】  
障害者自立支援法・  
児童福祉法の一部改正法施行

【H25.4】

障害者総合支援法施行

【H28.5】  
障害者総合支援法・  
児童福祉法の一部改正法成立

【H30.4】

改正法の施行・報酬改定

知的障害者福祉法  
(精神薄弱者福祉法  
として昭和35年制定)

【H10】

精神薄弱者福  
祉法から知的障  
害者福祉法へ

精神保健福祉法  
(精神衛生法として  
昭和25年制定)

【S62】

精神衛生  
法から精神  
保健法へ

【H7】

精神保健法  
から精神保健福  
祉法へ

地域生活  
を支援

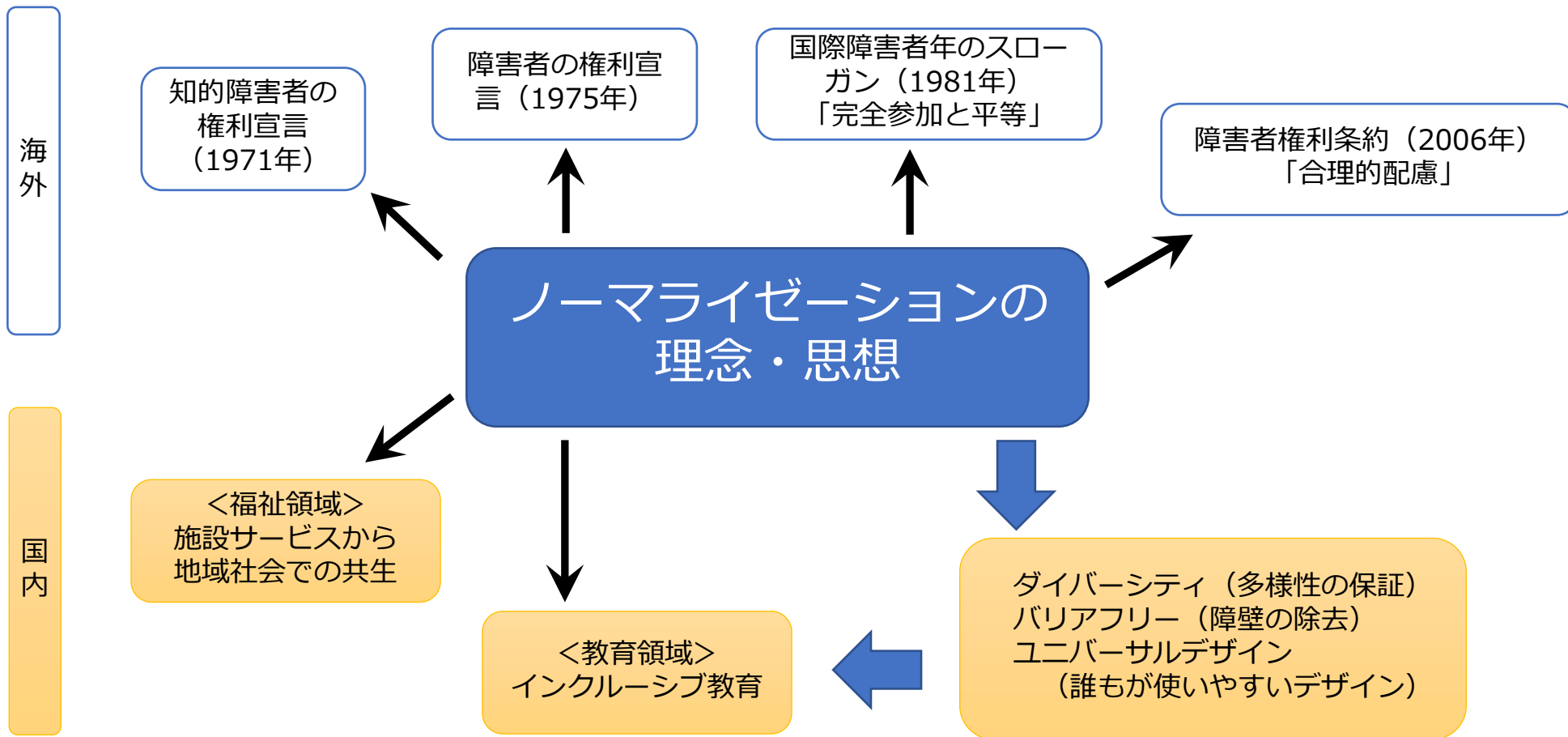
発達障害  
を対象に  
(H22・12)

難病等を  
対象に

相談支援の充実、障害児  
支援の強化など

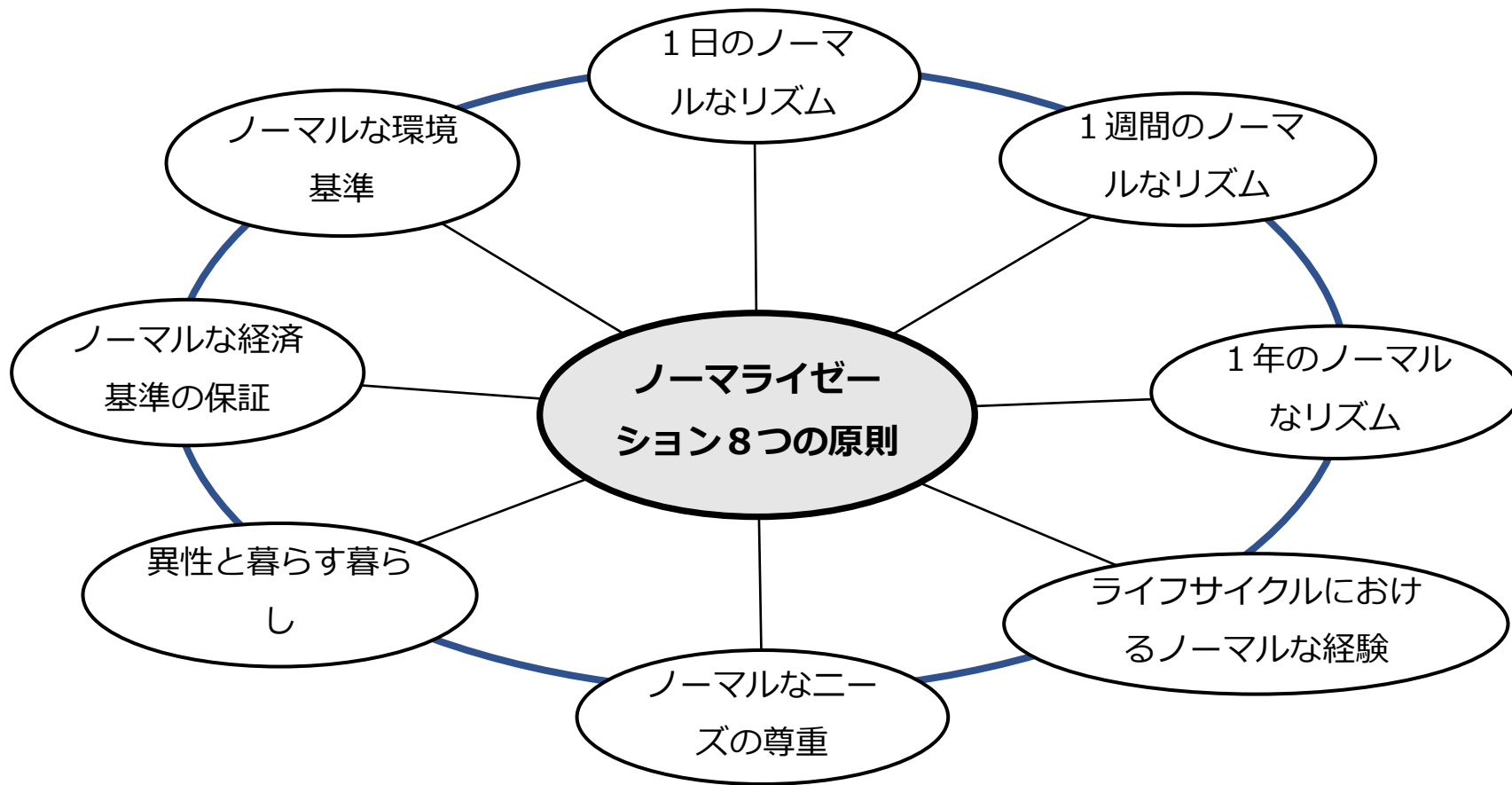
「生活」と「就労」に  
関する支援の充実など

# ノーマライゼーションの思想の広がり



# ノーマライゼーション

## ノーマライゼーション8つの原則 (ベクト・ニリエ)



# 法律上のサービス事業者の責務（概要）の見える化

総合支援法  
(第42条)

児童福祉法  
(第21条5の17)(第24条の11)

## サービス事業者等の責務

### 目的

障害児・者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう効果的なサービス提供を実施すること

第1項. ①「意思決定の支援に配慮」、②「他機関との緊密な連携」  
③「障害者の立場に立ち、本人に応じた効果的なサービス提供」

第2項. ④「サービスの質の評価」、⑤「サービスの質の向上」

第3項. ⑥「障害者等の人格の尊重」、⑦「法律の遵守、忠実な職務遂行」

# 障害者への相談支援の経緯

1989【H元】ゴールドプラン

## 平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

- ◆身体障害者：市町村障害者生活支援事業（平成8年）
- ◆知的障害者：障害児（者）地域療育等拠点施設事業（平成2年）  
→障害児（者）地域療育等支援事業（平成8年）
- ◆精神障害者：精神障害者地域生活支援事業（平成8年）

★1995(H7.12)

「障害者プラン

～ノーマライゼーション7カ年戦略～」

(H8～H14)

＜総合的な支援体制の整備VI-5)

「身近な地域において、障害者に対して総合的な相談・生活支援・情報提供を行う事業を、概ね人口30万人当たり2ヶ所ずつを目標として設置する」

## 平成15年 障害者支援費支給制度開始

◆措置から契約へ

相談支援事業一般財源化

◆国の補助事業から市町事業へ

## 平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆障害者相談支援事業開始（相談支援事業が法律に明記）
- ◆サービス利用計画（作成費）⇒一部重度の障害者等のみ
- ◆相談支援専門員の創設

## 平成23年8月障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言

（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会）

## 平成24年 障害者自立支援法改正→総合支援法へ

- ◆相談支援体系の見直し  
⇒特定相談支援、一般相談支援、障害児相談支援の創設

★サービス等利用計画⇒障害福祉サービスを利用するすべての障害児者

H 8 ケアガイドライン試行事業

H 9 障害別ケアガイドライン指導者養成  
研修カリキュラム作成

H10～指導者養成研修開始、  
都道府県研修

H14 障害者ケアガイドライン

（ケアマネジメントの重要性）

# 全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨

## 【経過】

これまで、障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等に重要性に関しては、「障害者ケアガイドライン」報告書（平成14年3月31日）（障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会）により提言され、その後、\*社会保障審議会障害者部会報告書（平成20年12月26日）においても大きく取り上げられてきた。

## 【趣旨】 \*記載事項を整理すると、次のとおりである

H26.2.27事務連絡(抜粋)

(1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること

(2) 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせ利用することが、選択肢の拡大につながること

(3) 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること

サービス等利用計画はツール

## 【目指すもの】

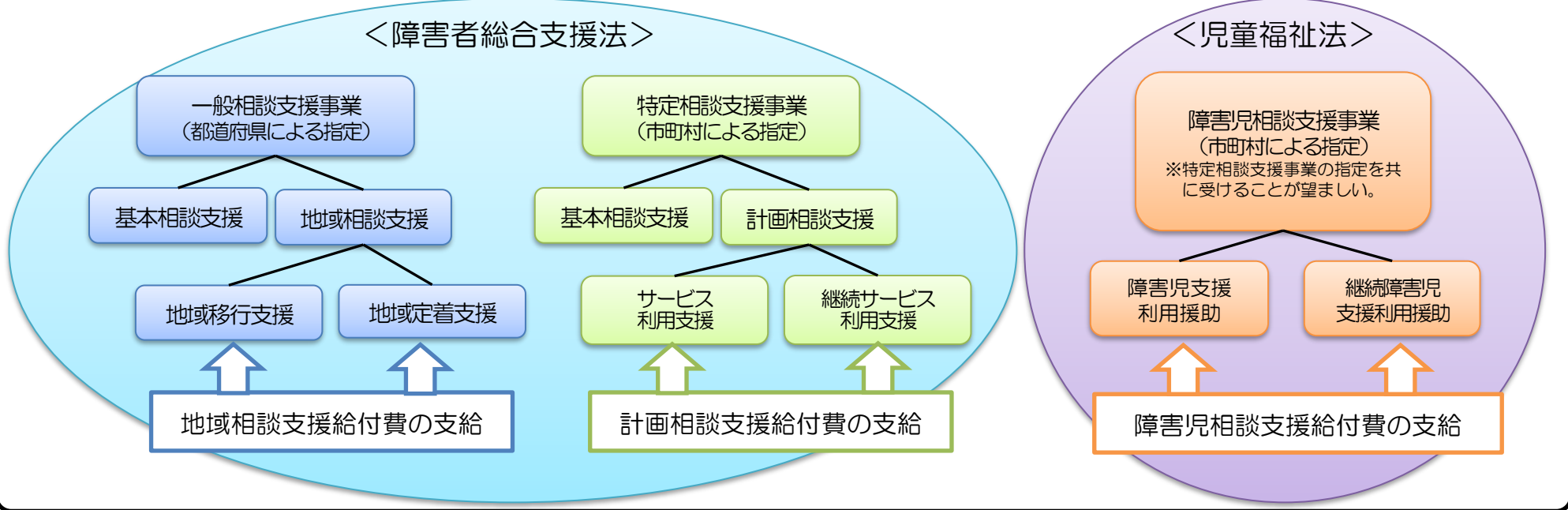
- 各市区町村（わがまち）に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守ることのできる「相談支援専門員」という専門職が身近にいる体制を整えること。
- そして、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すこと。

# 法律に定められる相談支援の定義

障害者総合支援法		児童福祉法	
1 基本相談支援		/	
2 計画 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス利用支援</li> <li>・ 継続サービス利用支援</li> </ul>	障害児 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児支援利用援助</li> <li>・ 継続障害児利用援助</li> </ul>
3 地域 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域移行支援</li> <li>・ 地域定着支援</li> </ul>	/	

# 障害者総合支援法における相談支援事業の体系

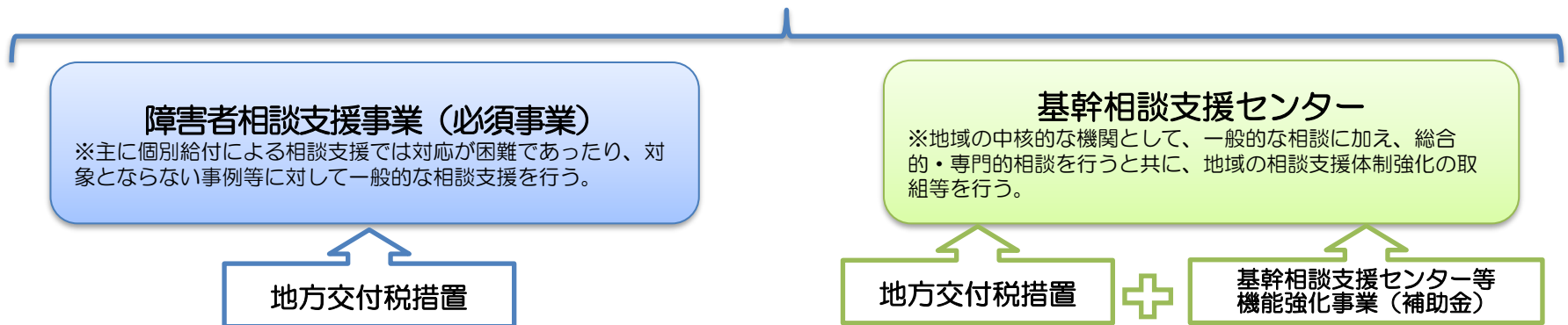
## 個別給付で提供される相談支援



## 地域生活支援事業により実施される相談支援

### 実施主体は市町村

※ 適切な一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者へ委託可能



# 相談支援体制

## <第3層>

### c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

## <第2層>

### b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

## <第1層>

### a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
  - ・サービス利用支援
  - ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

# 現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等 (相談支援事業実態調査)
基幹相談支援センター	定めなし  《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業)</li> <li>● 地域の相談支援体制強化の取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の相談事業者への専門的な助言等</li> <li>・人材育成</li> <li>・地域の相談機関との連携強化</li> <li>・事例の検証</li> </ul> </li> <li>● 地域移行・地域定着の促進の取組</li> </ul> <p>※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)</p>	<p>■ 1,741市町村中 778市町村 (R2.4) 45% 873市町村 (R3.4) 50% 928市町村 (R4.4) 53%</p> <p>※箇所数は1,156ヶ所(R4.4)</p>
障害者相談支援事業  実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉サービスの利用援助(情報提供、 相談等)</li> <li>● 社会資源を活用するための支援(各種 支援施策に関する助言・指導)</li> <li>● 社会生活力を高めるための支援</li> <li>● ピアカウンセリング</li> <li>● 権利擁護のために必要な援助</li> <li>● 専門機関の紹介 等</li> </ul>	<p>■ 全部又は一部を委託 1,575市町村(91%)</p> <p>■ 単独市町村で実施 1,046市町村(60%)</p> <p style="text-align: right;">※R4.4時点</p> <p>※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)</p>
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ兼 務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本相談支援</li> <li>● 計画相談支援等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用支援、</li> <li>・継続サービス利用支援</li> </ul> </li> </ul> <p>※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応 及び困難事例への対応等を行う場合あり</p>	<p>■ 10,563ヶ所 (R2.4) 23,729人 11,050ヶ所 (R3.4) 25,067人 11,472ヶ所 (R4.4) 26,028人</p> <p>※障害者相談支援事業受託事業所数 2,152ヶ所(19%)</p>
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援 従事者(兼務可)、うち 1以上は相談支援専門員、 管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本相談支援</li> <li>● 地域相談支援等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行支援</li> <li>・地域定着支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>■ 3,551ヶ所 (R2.4) 3,543ヶ所 (R3.4) 3,671ヶ所 (R4.4)</p>

# 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。  
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

平成30年4月設置市町村数:650  
設置個所数:719  
(一部共同設置)

## 基幹相談支援センター

### 総合相談・専門相談

- 障害の種別や各種ニーズに対応する
- ・総合的な相談支援(3障害対応)の実施
  - ・専門的な相談支援の実施

### 権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援事業
  - ・虐待防止
- ※ 市町村障害者虐待防止センター(通報受理、相談等)を兼ねることができる。

### 地域移行・地域定着

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備に係るコーディネート

### 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・相談支援事業者の人材育成
- ・相談機関との連携強化の取組

運営委託等

協議会

相談支援事業者



相談支援事業者



相談支援事業者



児童発達支援センター  
(相談支援事業者)

# 特定相談支援と市町村相談支援事業

## 特定相談支援事業 (計画相談支援)

＜実施主体＞(法第51条の17)  
指定特定相談支援事業者

＜財源＞(法第6条)  
自立支援給付(計画相談支援給付費)

＜事業概要＞(法第5条第16項、第17項)  
「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

① 基本相談支援(法第5条17項)  
地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

② 計画相談支援(法第5条第16項)  
i) サービス利用支援(法第5条第20項)  
ii) 継続サービス利用支援(法第5条第21項)

## 市町村相談支援事業 (市町村地域生活支援事業)

＜実施主体＞(法第77条第1項)  
市町村(指定相談支援事業者への委託も可)

＜財源＞  
地方交付税及び地域生活支援事業補助金

＜事業概要＞(法第77条第1項第3号)  
障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業。

※地域生活支援事業実施要綱での位置づけ

- ① 障害者相談支援事業(交付税)
- ② 基幹相談支援センター等機能強化事業
- ③ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

# 障害者相談支援事業

## 地域生活支援事業実施要綱より抜粋

### <事業概要>

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を促進する。

### <実施主体>

市町村(指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託も可)

※事業を委託する場合は、市町村が設置する協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価等を行うことが適当。

### <事業の具体的内容>

- ① 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- ② 社会支援を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- ③ 社会生活力を高めるための支援
- ④ ピアカウンセリング
- ⑤ 権利の擁護のために必要な援助
- ⑥ 専門機関の紹介 等

# 基本相談支援と市町村相談支援

## ■ 相談支援に関するQ & A（平成29年3月31日付）

### 問 21

指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」と、「地域生活支援事業の相談支援事業」との関係についてお示しいただきたい。

（答）

「基本相談支援」とは、質の高い計画相談支援を提示する上で重要な基盤となるものであるが、**指定特定相談支援事業所が計画相談支援に必要な範囲で行うものである**。一方、「地域生活支援事業の相談支援事業」は市町村の責務として、一般的な相談、**計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応するものである**。

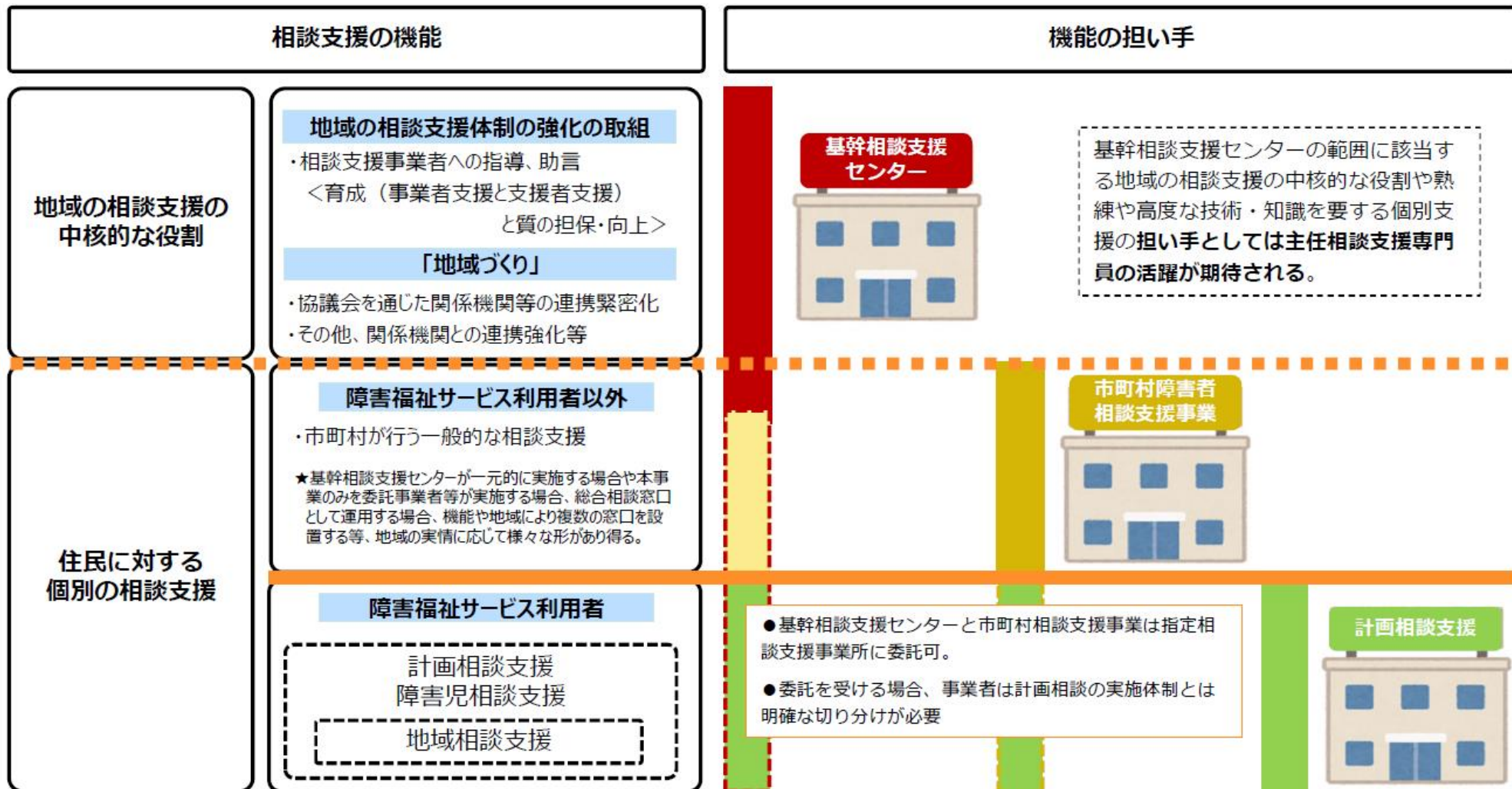
（H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 21 修正）

# 法律に定められている相談支援事業

類型	内容	事業名
個別給付	(主に) 計画作成に関する相談支援を提供する事業	特定相談支援事業 (基本相談+計画相談)
		障害児相談支援事業
	主に地域相談支援を提供する事業	一般相談支援事業 (基本相談+地域相談)
地域生活支援事業	市町村の責務等により行う相談支援	障害者相談支援事業
	基幹相談支援センター	基幹相談支援センター

# 地域に必要な相談支援の機能と事業の役割（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではありません。



## **2 相談支援従事者に求められるもの**

# 「相談支援の質の向上に向けた検討会（第1回～第5回）」における議論のとりまとめ（概要）

## 趣 旨

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性をとりまとめた。（平成28年3月から7月まで計5回開催）

## とりまとめのポイントⅠ ～相談支援専門員の資質の向上について～

（人材育成）

### ① 基本的な考え方について

・ **相談支援専門員は**、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、**ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。**

### ② 人材育成の方策について

・ 相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討すべき。  
・ 研修カリキュラムの見直しについては、「初任者研修」及び「現任研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な実地研修（OJT）を組み込むべき。

### ③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

・ 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。  
・ 指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

### ④ 相談支援専門員と介護支援専門員について

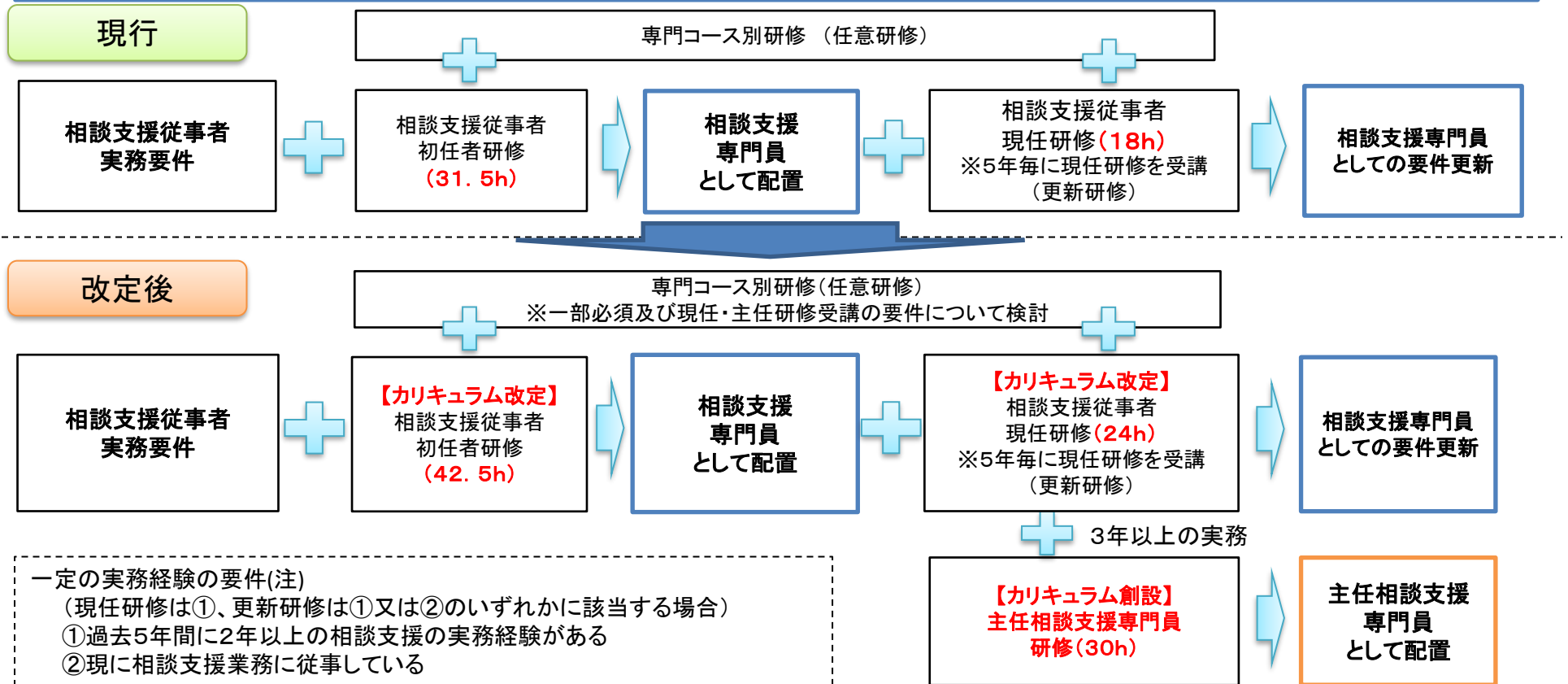
・ 障害者の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、両者の合同での研修会等の実施や日々の業務で支援方針等について連携を図るとともに、両方の資格を有する者を拡大することも一案と考えられる。

### ⑤ 障害児支援利用計画について

・ 障害児支援利用計画については、いわゆるセルフプランの割合が高いが、障害児についての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられる。これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する実地研修などを設けるべき。  
・ 市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのために必要な知見の習得に努めるべき。

# 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

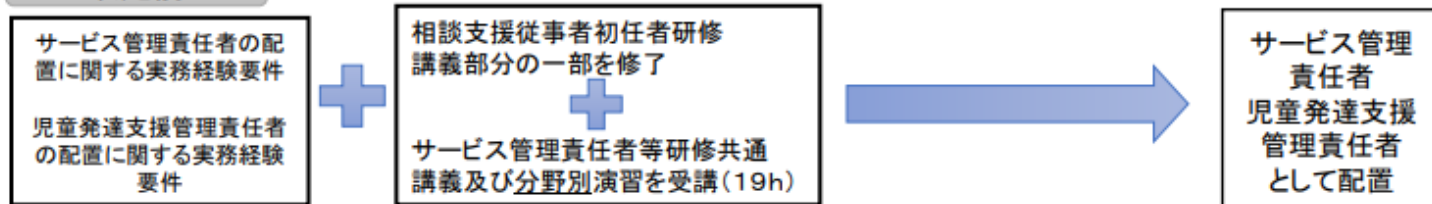
- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



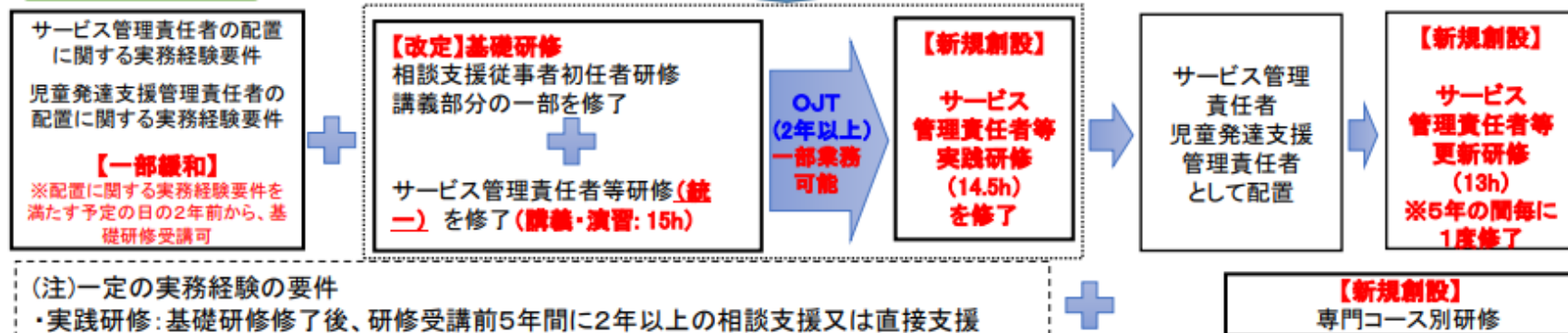
## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。  
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。  
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。  
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

### 改定前



### 現行 H31(R1)年度～

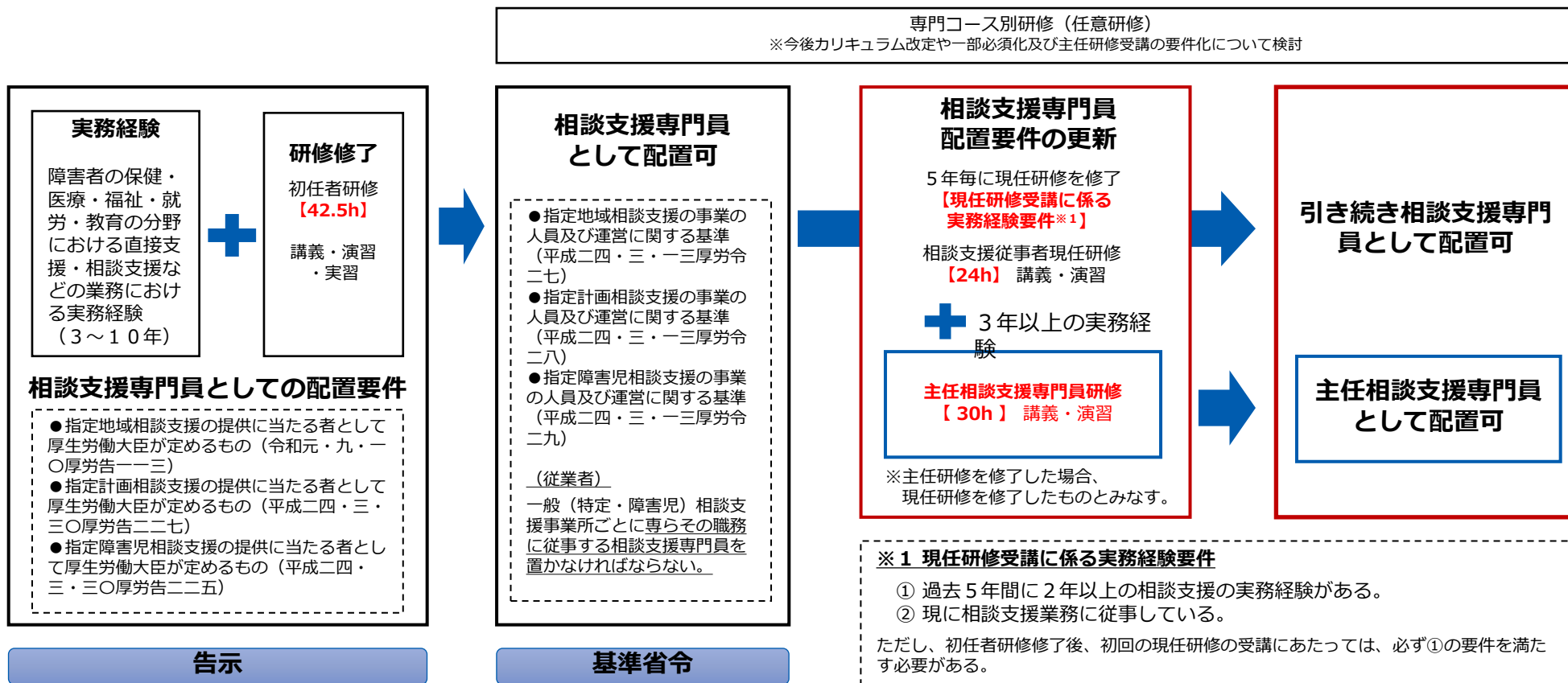


#### (注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある  
又は②現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している

# 相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件（※1）**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



# 初任者研修の構造

## 告示別表

初任者研修		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

## 通知

相談支援従事者研修事業の実施について

(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

### ●相談支援従事者研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

## 標準カリキュラム

		研修受講ガイダンス（標準カリキュラム上は任意）
1日目	概論	相談支援（障害児者支援）の目的（1.5時間）
		相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）（2.5時間）
		相談支援に必要な技術（1時間）
2日目	法制度	障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解（1.5時間）
		障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本（1.5時間）
	技法の実際	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス（1.5時間）
		相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点（1.5時間）
3日目 4日目	講義演習	相談支援の実際（ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解）（12時間）
		実習ガイダンス（1時間）
	実習	相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習 1
		地域資源に関する情報収集
5日目	講義演習	実践研究1（6時間）
	実習	相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習実習 2
6日目	講義演習	実践研究2（4時間）
		実践研究3（6時間）
7日目		研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り（2.5時間）

# 現任研修の構造

## 告示別表

現任研修		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

## 通知

相談支援従事者研修事業の実施について

(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

### ●相談支援従事者研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

## 標準カリキュラム

1日目	講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状（1.5時間）
		本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法（3時間）
		実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法（1.5時間）
		実習（標準カリキュラム上は任意）
2日目	講義演習	個別相談支援とケアマネジメント（6時間）
		実習（標準カリキュラム上は任意）
3日目	講義演習	相談援助に求められるチームアプローチ（多職種連携）（6時間）
		実習（標準カリキュラム上は任意）
4日目	講義演習	地域をつくる相談支援（コミュニティワーク）の実践（6時間）

# 主任研修の構造

## 告示別表

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

【告示上カリキュラム(科目)外であるが、効果的な人材育成に必要な要素として整理された内容】

- ① 開講にあたってのガイダンス（研修の目的、獲得目標、研修の構造や科目の概要）
- ② 課題実習（実践の振り返りを含む）
- ③ 研修の効果測定や継続的な学びへの動機付け等に資するもの
  - ・各科目の振り返りシート
  - ・研修の振り返り

### 通知

相談支援従事者主任研修事業の実施について

（平成三一・三・二八 障発〇三二八の一）

- 相談支援従事者主任研修事業実施要綱

相談支援従事者主任研修標準カリキュラムを含むもの

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

## 標準カリキュラム

1日目	法制度	障害福祉施策等の動向（1時間）
	概論	主任相談支援専門員の役割と視点（2時間）
	運営管理	相談支援事業所における運営管理（3時間）
2日目	人材育成	人材育成の意義と必要性（1時間）
		人材育成の地域での展開（3時間）
		研修・グループワークの運営方法（2.5時間）
3日目		相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開（6.5時間）
4日目	地域援助	基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現（2時間）
		多職種協働（チームアプローチ）の考え方と展開方法（2.5時間）
		地域援助技術の考え方と展開技法（1.5時間）
5日目		地域援助の具体的展開（5時間）

# 相談支援専門員に求められる多職種連携

相談支援専門員は保健、医療、福祉、就労支援、教育等の機関や事業者との連携を図る必要がある。そのためには、個別の利用者の支援における連携のほか、その連携を可能とするような地域の基盤構築にも取り組む必要がある。

## 個別の支援における関係機関の連携

## 地域における連携体制の構築



### ○支援計画等の相互交換

サービス等利用計画、個別支援計画、各機関の作成する支援計画等

### ○各支援機関が必要とする情報の相互提供

### ○利用者の支援を協働で検討する会議等の開催・参加

サービス担当者会議の開催と必要な関係機関等への参画依頼

障害福祉サービス事業所等の個別支援会議や医療機関の実施するカンファレンス等への参画



### ○地域の関係機関の把握

一覧できるリスト化する等により、地域の関係機関を把握。

### ○顔の見える関係づくり

地域の関係機関を単に把握するだけでなく、連携の核となる担当者や相手方の特長等について理解するほか、可能な限り顔の見える関係構築を図る。

### ○地域課題の検討や解決に向けた取組の実施

本人・家族や相談支援事業所のみならず、各分野の関係機関や関係者、地域の関係者も参画した協議や課題解決に向けた具体的な取組の実施。



オンラインの利活用も可能

(自立支援)協議会や重層的支援会議等の活用、地域の事業所の連絡会等への参加等

# 相談支援の基本的視点

- ① 個別性の重視
- ② 生活者視点、QOLの重視
- ③ 本人主体、本人中心
- ④ 自己決定（意思決定）への支援、  
セルフケアマネジメントの支援、
- ⑤ エンパワメント、リカバリーの視点、  
ストレングスへの着目
- ⑥ 権利擁護
- ⑦ 多職種連携・チームアプローチ
- ⑧ 地域づくり（コミュニティワーク）、  
スティグマへのアプローチ

# 相談支援の基本姿勢

- 権利擁護の視点（アドボケートとして）
- エンパワメント支援（地域で生きていくための力）  
相互エンパワメント あきらめない
- 支援していくためのネットワーク形成力  
（スーパーマンには、なれないからつながっていく）
- 自分の生き方の探求（障害者は特別ではない）  
普通の暮らしを考え続ける（ノーマライゼーション）
- 理不尽なことに怒れる感性（差別に立ち向かう）
- 社会を変えていきたいという気持ち
- そして、プロとして専門家としての独立した姿勢

# 基盤となる価値

【本人中心、生活者視点、個別性→本人らしい】

【エンパワメント、ストレングス】

【権利擁護、意思決定支援】

- ・ 障害・疾患、周囲の課題感に囚われすぎない。
  - ・ 最善の利益、社会常識・規律に囚われすぎない。
- ※（支援者の）価値観の転換を図るリフレーミング

## 相談支援の目的

- ① 本人のその人らしい地域での暮らし
- ② 障害のある人を含めた誰もが暮らせる地域づくり

## 相談支援・ケアマネジメントの基本的視点：

- ① 共生社会の実現
- ② 自立と社会参加
- ③ 当事者主体、意思形成及び表明の支援
- ④ 地域における生活の個別支援
- ⑤ エンパワメント
- ⑥ セルフケアマネジメント
- ⑦ リカバリー
- ⑧ スティグマ

## 初任者研修の獲得目標

① ソーシャルワークとしての障害者相談支援の価値と知識を理解する。

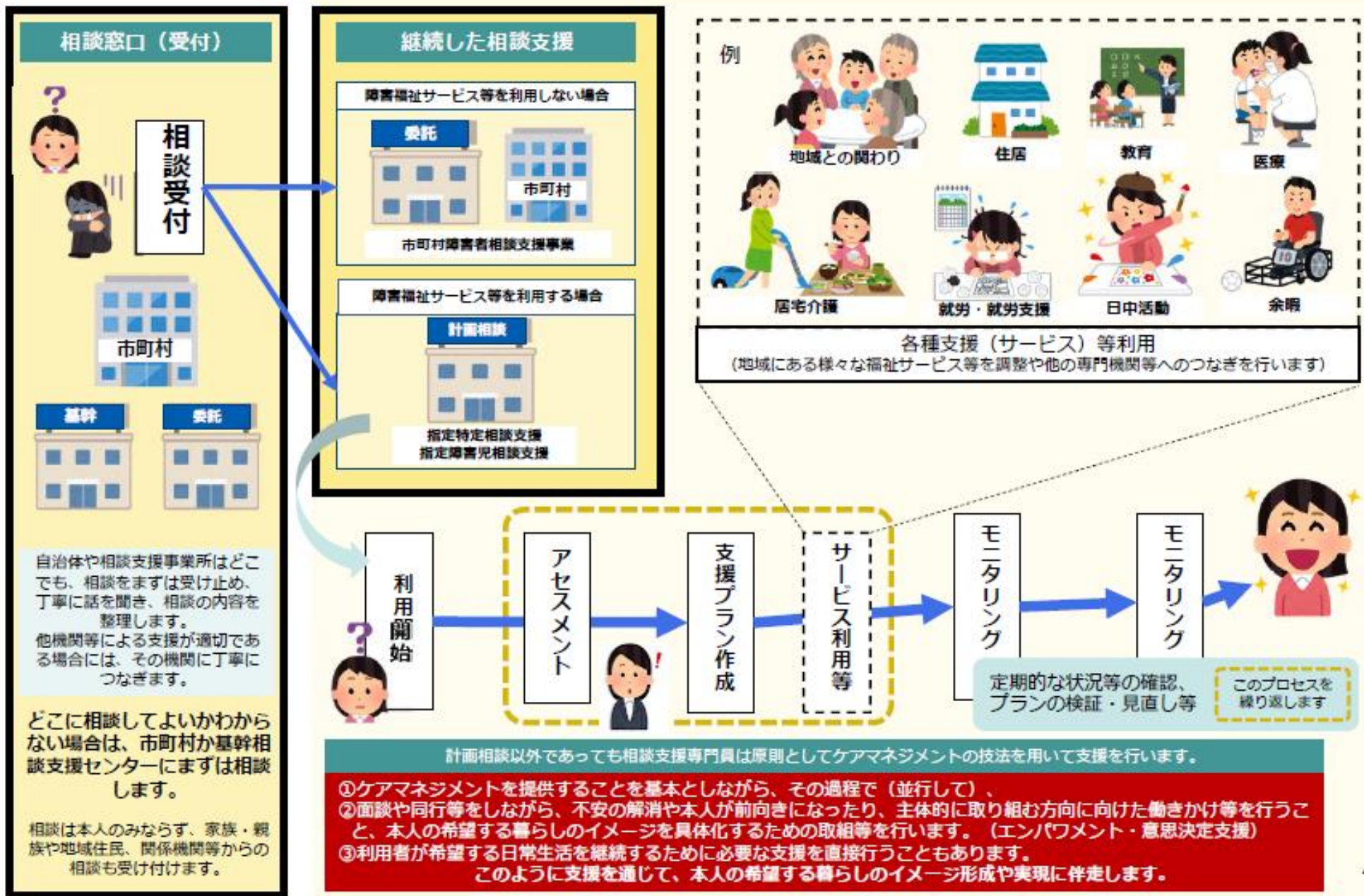
② 基本相談支援の理論と実際を理解し、障害者ケアマネジメントのスキルを獲得する。

③ 計画相談支援の実施に関する実務を理解し、一連の業務ができる。

④ 地域づくりとその核となる（自立支援）協議会の役割と機能を理解する。

### **3 障害福祉サービス等の提供の 仕組みにおける相談支援**

# 相談支援の流れ（イメージ）



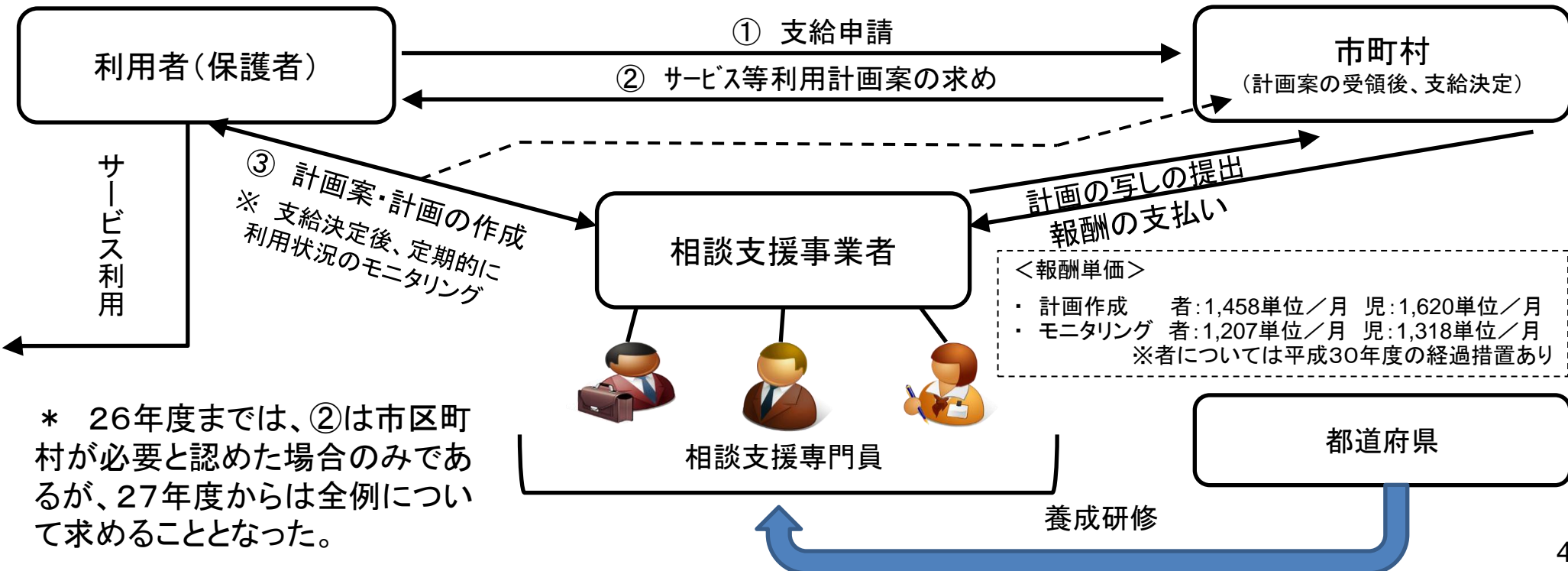
# 計画相談支援・障害児相談支援のしくみ

○ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」）

※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成24年4月）により、平成27年3月までは経過措置として、市町村が必要と認めた場合に計画を作成することとされていたが、平成27年4月より、全例について計画が必要となった。

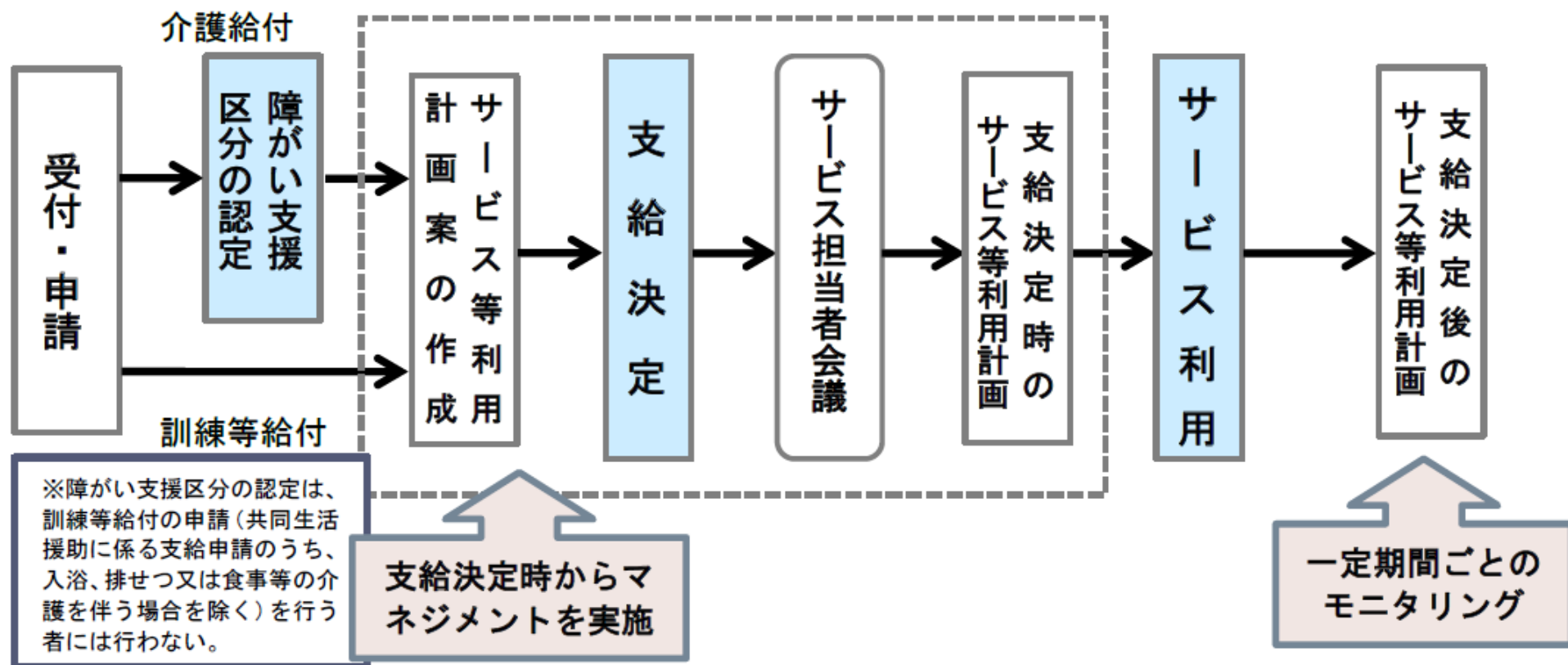
※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。

## (利用プロセスのイメージ)



\* 26年度までは、②は市区町村が必要と認めた場合のみであるが、27年度からは全例について求めることとなった。

# 障害者総合支援法における支給決定プロセス



## ◆サービス利用までの流れ

- 1 市町村の窓口申請し、障がい支援区分認定を受ける。（訓練等給付については、障がい支援区分認定は不要）
- 2 市町村は、申請者に対して特定相談支援事業者（相談支援専門員）が作成するサービス等利用計画案の提出を求める。
- 3 申請者は、サービス等利用計画案の作成を特定相談支援事業者（相談支援専門員）に依頼し、市町村に提出。
- 4 市町村は、提出された計画案や勘案事項を踏まえ、支給決定を行う。
- 5 特定相談支援事業者は、支給決定後、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画を作成。
- 6 サービス提供事業者は、サービス提供を行う。

※サービス提供事業者は、サービス等利用計画をもとに、個別支援計画（サービス管理責任者）、居宅介護計画等（サービス提供責任者）を作成。

# ケアマネジメント（相談支援）プロセス全体における 基本的視点

## ケアマネジメントプロセス

1. インテーク(受理)

／であい

2. アセスメント(事前評価・査定)

／みため

3. プランニング(計画策定)

／てだて

4. インターベーション(介入)

／はたらきかけ

5. モニタリング(追跡)

／みなおし

6. エバリュエーション(事後評価)

／ふりかえり

7. ターミネーション(終結)

／わかれ

## 【基本的視点】

- ① 個別性の重視
- ② 生活者視点、Q O L の重視
- ③ 本人主体、本人中心
- ④ 自己決定〈意思決定〉への支援
- ⑤ エンパワメントの視点、  
ストレングスへの着目
- ⑥ 権利擁護
- ⑦ 地域の多様な資源への  
アクセスと活用、資源開発
- ⑧ チームアプローチ、  
多職種連携

# 障害者ケアマネジメント従事者に求められる資質

- ① 信頼関係を形成する力
- ② 専門的面接技術
- ③ ニーズを探し出すアセスメント力
- ④ サービスの知識や体験的理解力
- ⑤ 社会資源の改善及び開発に取り組む姿勢
- ⑥ 支援ネットワークの形成力
- ⑦ チームアプローチを展開する力

# 障害者ケアマネジメント従事者に求められる資質

図1 求められる7つの資質



# 信頼関係を形成する力

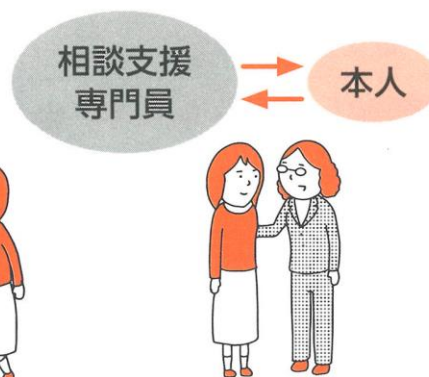
- ・ 信頼関係を結ぶ意義
- ・ 社会モデルに必要な「寄り添い感」
- ・ エンパワメントモデルと寄り添い
- ・ パートナーの承認
- ・ 寄り添う

図4 寄り添いのイメージ

[ 引っ張る ]



[ 寄り添う ]



[ 押す ]



# ストレングスモデルの実践（希望を引き出す行動）

- ① 思いやりのある助言を通して希望を育む
- ② クライエントを尊重して対応する
- ③ 肯定的側面に焦点を当てる
- ④ 成果と成功を祝う
- ⑤ クライエントのために一緒にいる、そばを離れない
- ⑥ クライエントが大切な目標に向かって取り組むよう援助する
- ⑦ 選択の余地を勧める
- ⑧ 教育を勧める
- ⑨ 制度を超えて未来に目を向ける

# 4 サービス管理責任者等 の役割と連携・協働

# サービス管理責任者等の役割

「管理者」と「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の関係イメージ

## サービス提供事業所等

### 管理者の責務

「従業員及び業務の一元的な管理や  
規定を遵守させるため必要な指揮命令」

人事管理  
指揮命令

人事管理  
指揮命令

人事管理  
指揮命令

事務職員

その他の職員

## サービス提供部門

### サービス管理責任者等の責務

「サービス提供プロセスに関して  
他のサービス提供職員に対する  
技術的な助言や指導等」

サービス内容  
の管理に関する  
指示・指導

サービス内容  
の管理に関する  
指示・指導

サービス提供職員等 A

サービス提供職員等 B

# サービス管理責任者業務内容

## 「管理者」と「サービス管理責任者」の比較 ①

### 管理者

- ①指定要件:専従
- ②対象者像:施設長(管理職)を想定
- ③要件:
  - ・社会福祉主事の資格を有するか又は社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者(最低基準)
- ④根拠:社会福祉法66条
- ⑤責務:「従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」

### サービス管理責任者

- ①指定要件:専従で常勤
- ②対象者像:サービス提供部門の管理職又は指導的立場の職員を想定
- ③要件:
  - ・実務経験(3~8年)
  - ・サービス管理責任者研修(基礎研修及び実践研修)の修了
  - ・相談支援従事者研修(初任者研修の講義部分)の受講
- ④根拠:総合支援法42条、児童福祉法第21条の5の17、第24条の11
- ⑤責務:「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」

## 「管理者」と「サービス管理責任者」の比較 ②

### 管理者の業務内容例

- ①利用者・市町村への契約支給量報告等
- ②利用者負担額の受領及び管理
- ③介護給付費の額に係る通知等
- ④提供するサービスの質の評価と改善
- ⑤利用者・家族に対する相談及び援助
- ⑥利用者の日常生活上の適切な支援
- ⑦利用者家族との連携
- ⑧緊急時の対応、非常災害対策等
- ⑨従業者及び業務の一元的管理
- ⑩従業者に対する指揮命令
- ⑪運営規程の制定
- ⑫従業者の勤務体制の確保等
- ⑬利用定員の遵守
- ⑭衛生管理等
- ⑮利用者の身体拘束等の禁止
- ⑯地域との連携等
- ⑰記録の整備

### サービス管理責任者の業務内容例

- ①利用者に対するアセスメント
- ②個別支援計画作成の作成と変更
- ③個別支援計画の説明と交付
- ④サービス提供内容の管理
- ⑤サービス提供プロセスの管理
- ⑥個別支援計画策定会議の運営
- ⑦サービス提供職員に対する技術的な指導と助言
- ⑧サービス提供記録の管理
- ⑨利用者からの苦情の相談
- ⑩支援内容に関連する関係機関との連絡調整
- ⑪管理者への支援状況報告

# サービス管理責任者の4つの役割

## 1 支援プロセスの管理に関する事

- (1) 個別支援計画の作成に関する業務（基準省令第58条-1（以下同））
  - ① 利用者に対する面接等によるアセスメント及び支援内容の検討（第58条-2、-3）
  - ② 個別支援計画の原案作成（第58条-4）
  - ③ 個別支援計画作成に係る会議の運営（第58条-5）
  - ④ 利用者・家族に対する個別支援計画案の説明と同意（第58条-6）
  - ⑤ 利用者に対する個別支援計画の交付（第58条-7）
  - ⑥ 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）による見直しと計画の変更（第58条-8、-9）
    - a. 定期的な利用者への面接
    - b. 定期的なモニタリング結果の記録
- (2) 当該サービス提供事業所以外における利用状況の把握（第59条-1）
- (3) 自立した日常生活が可能と認められる利用者に対する必要な支援の提供（第59条-2）

## 2 サービス提供者（職員・従業者）への指導・助言に関する事（第59条-3）

## 3 関係者や関係機関の連携に関する事（第210条-6-3、第161条、総合支援法42条等）

## 4 その他（利用者満足度や第三者評価等）に関する事（総合支援法第42条等）

## 「相談支援専門員」と「管理者」・「サービス管理責任者」の比較

	サービス提供事業所		
	相談支援専門員	管理者	サービス管理責任者
指定要件	専従(支障がない場合は兼務可) ・専従→サービス提供時間帯を通じて、職員が張り付いていること。非常勤も可。	専従(支障がない場合は兼務可) ・専従 → サービス提供時間帯を通じて、職員が張り付いていること。非常勤も可。	1名以上は専任で常勤 ・専任 → 特定の業務の主たる担当者として特定されていること。 ・常勤 → 雇用形態が常勤職員として雇用されていること。(週32時間以上の勤務)
対象者像	相談支援事業所の従業者	施設長(管理職)を想定	サービス提供部門の管理職又は指導的立場の職員を想定(管理職でなくても可)
要件	・実務経験(3~10年) ・相談支援従事者研修(初任者)を修了 ・初任者研修修了後の翌年度から5年毎の現任研修(又は主任研修)修了	社会福祉主事の資格を有するか又は社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者(最低基準)	・実務経験(3~8年) ・サービス管理責任者研修(基礎研修・実践研修)修了 ・相談支援従事者研修(初任者研修講義部分)受講 ・実践研修修了の翌年度から5年毎の更新研修修了
責務	利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活の実現のための支援、中立・公平な立場からの効率的で適切な障害福祉サービス利用のための支援 等	「従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」	「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」
業務内容	①生活全般に係る相談、情報提供 ②利用者に係るアセスメントの実施 ③サービス等利用計画の作成と変更 ④サービス等利用計画の説明と交付 ⑤サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等(モニタリングの実施) ⑥サービス担当者会議等による専門的意見の聴取 ⑦障害福祉サービス事業所等との連携等 ※サービス等利用計画の作成にあたっては、インフォーマルなサービスの利用も含め総合的な計画となるよう努めなければならない。	①利用者・市町村への契約支給量報告等 ②利用者負担額の受領及び管理 ③介護給付費の額に係る通知等 ④提供するサービスの質の評価と改善 ⑤利用者・家族に対する相談及び援助 ⑥利用者の日常生活上の適切な支援 ⑦利用者家族との連携 ⑧緊急時の対応、非常災害対策等 ⑨従業者及び業務の一元的な管理 ⑩従業者に対する指揮命令 ⑪運営規程の制定 ⑫従業者の勤務体制の確保等 ⑬利用定員の遵守 ⑭衛生管理等 ⑮利用者の身体拘束等の禁止 ⑯地域との連携等 ⑰記録の整備	①個別支援計画の作成に関する業務 ②利用者に対するアセスメント ③利用者との面接 ④個別支援計画作成に係る会議の運営 ⑤利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付 ⑥個別支援計画の実施状況把握(モニタリング) ⑦定期的なモニタリング結果の記録 ⑧個別支援計画の変更(修正) ⑨支援内容に関連する関係機関との連絡調整 ⑩サービス提供職員への技術的な指導と助言 ⑪自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助

## サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

### 指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

#### アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

#### サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

### サービス事業者

### サービス事業者

#### アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

#### 個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。



# サービス等利用計画と個別支援計画の視点の違い



異なる視点を持つ両者が連携して、双方向的に両者に影響を与え合えると、支援の質が高まります。



# 相談支援専門員とサービス管理責任者

## ■ 相談支援専門員

「木をみながら、森をこしらえる人」

## ■ サービス管理責任者

「森をみながら、木をこしらえる人」

# 意思決定支援は全サービスの土台

- 令和4年6月にとりまとめられた障害者部会報告書においては、本人の希望する暮らしの実現に向けては、前提として意思形成や意思表示に対する支援を本人及び障害福祉サービス事業所の管理者やサービス管理責任者等の関係者によるチームにより丁寧に行う必要がある旨指摘あり。
- 意思決定支援は相談支援専門員だけでなく**チームで行う**ものであるとすると、意思決定支援のスキルは**全ての支援者**にとって必要なもの。

【社会保障審議会障害者部会議事録より一部抜粋】

# 5 おわりに

「専門家はどうしてもないことを  
何とかするものである」

## (1) 専門職型

- ① 高度な知識、優れた技能、高邁な倫理観
- ② 困難な事態への挑戦
- ③ 開発、発見、発明、創造の力量

## (2) 専従職型

- ① その領域・分野における熟練者
- ② 制度・施策内サービス中心

# 引用・参考文献

- ・東美奈子・大久保薫・島村聡（2022）「実践！障がい者ケアマネジメント」中央法規.
- ・チャールズ・A・ラップ他（2014）「ストレングスマデルーリカバリー志向の精神保健福祉サービス（第3版）」金剛出版.
- ・福岡寿（2018）「相談支援の実践力ーこれからの障害福祉を担うあなたへ」中央法規.
- ・福岡伸一（2015）「変わらないために変わり続けるーマンハッタンで見つけた科学と芸術」文藝春秋.
- ・本多勇（2020）「自立したソーシャルワーカーとはーパンデミックの中で考えさせられたことー」『社会福祉研究』第138号, 鉄道弘済会
- ・公益社団法人日本社会福祉士会（2023）「ソーシャルワーク実践における意思決定支援」中央法規.
- ・公益社団法人日本精神保健福祉士協会（2016）「相談支援ハンドブック第2版（Ver.2.4）」
- ・厚生労働省（2002）「障害者ケアガイドライン」  
（<https://www.mhlw.go.jp/topics/2002/03/tp0331-1.html>）.
- ・厚生労働省（2017）「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」  
（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>）.
- ・厚生労働省（2017）「相談支援に関するQ & A（平成29年3月31日）」.
- ・厚生労働省（2019）「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論の取りまとめ.
- ・厚生労働省（2022）「令和4年度相談支援従事者指導者養成研修」  
（[http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2022/soudan\\_siryou.html](http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2022/soudan_siryou.html)）.
- ・厚生労働省（2023）「令和5年度相談支援従事者指導者養成研修」  
（[http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2023/soudan\\_siryou.html](http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2023/soudan_siryou.html)）.
- ・厚生労働省（2023）「令和5年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修」  
（[http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2023/servicekanri\\_siryou.html](http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2023/servicekanri_siryou.html)）.
- ・厚生労働省（2024）「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」  
（<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001205321.pdf>）.
- ・日本相談支援専門員協会監修（2020）「障害者相談支援従事者研修テキスト（現任研修編）」中央法規.
- ・日本相談支援専門員協会監修（2020）「障害者相談支援従事者研修テキスト（初任者研修編）」中央法規.
- ・日本相談支援専門員協会監修（2023）「障害者相談支援従事者研修テキスト（主任研修編）」中央法規.
- ・二本柳覚（2022）「図解でわかる障害福祉サービス」中央法規.
- ・岡本民夫（2016）「ソーシャルワークの原点と福祉哲学」講演記録
- ・ローレンス・レッシング（2001）「CODEーインターネットの合法・違法・プライバシー」翔泳社.
- ・社団法人日本社会福祉士会編（2009）「新社会福祉援助の共通基盤第2版（上）」中央法規.
- ・社団法人日本社会福祉士会編（2011）「ケアマネジメント実践記録様式Q&A」中央法規.
- ・上原久（2017）「生活困窮者を支える連携のかたち」中央法規.